

宇土市工事等競争入札有資格業者の指名停止について

1 指名停止を受けた業者

福岡県福岡市博多区博多駅東 2-14-1
前田建設工業 株式会社 九州支店
執行役員支店長 塚本 修史

2 指名停止措置の期間

令和 8 年 6 月 9 日から
令和 8 年 7 月 8 日まで 1 か月

3 事実行為

前田建設工業株式会社の九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議会議員らに対し、贈賄行為を行った。

4 指名停止措置の理由

このことが、宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第 2 第 7 項「不正又は不誠実な行為」に該当するため指名停止措置を行うもの。

別表第 2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

【問合せ先】

宇土市企画財政部財政課契約管財係
電話：0964-27-3309